

インボイス制度とは？いよいよ10月1日より登録申請書の受付が開始されます！

消費税率10%への引き上げにともなって、**2023年10月1日（令和5年10月1日）**よりインボイス制度が導入されることになりました。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入される理由とは、

2019年10月に施行された消費税増税に伴い軽減税率が導入されたことで、2つの消費税率が混在するようになったためです。従来は商品の種類にかかわらず税率が一律だったため、税額の計算は単純でした。しかし、軽減税率の導入によって、一般的な商品の税率が10%なのに対し、軽減税率が適用される商品の税率は8%と、異なる税率が混在するようになりました。10%と8%の税率が混在することで、商品の仕入れ・販売時の税額計算が複雑になったのも事実です。インボイス制度では、これらの商品の税率と税額を明確に記載した、**適格請求書**と呼ばれるインボイスが発行されます。これにより、ミスや不正を防いで取引の透明性と、正確な経理処理を行うのが目的です。

インボイス制度とは？

インボイス制度の正式名称は「**適格請求書等保存方式**」です。

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。(また交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。)

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイス(適格請求書)の記載事項

適格請求書発行事業者の、氏名または名称および登録番号
取引年月日
取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
税率ごとに合計した対価の額を及び適用税率
消費税額
書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

課税事業者の方が適格請求書発行事業者になる為には納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。
(令和3年10月1日から提出可能)

請求書

御中 ← 〇〇食品株式会社
登録番号 T012345...

10月分 131,200円 〇〇年11月30日

日付	品名	金額
10/1	魚	6,000円
10/5	牛肉	10,000円
10/15	梱包セット	3,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

軽減税率対象

なぜ適格請求書発行事業者にならないといけないのか？

取引先が「仕入税額控除」を受けるためです。

「仕入税額控除」とは消費税を納付する額は預かった消費税から支払った消費税を控除した差額です。この計算の中で、預かった消費税から支払った消費税を控除することを「仕入税額控除」と呼びます

「仕入税額控除」を認めてもらうためには

支払った際に受け取る請求書や領収書の記載内容が一定事項の記載のある「**適格請求書**」である
書類の保存方式の一定要件を守る

ポイント!!

「**適格請求書**」を発行できるのは
「**消費税の課税事業者**」でなければならない

免税事業者からの「仕入税額控除」は段階的に廃止されます。
2026年9月まで80%
2029年9月まで50%
2029年10月からは完全廃止予定

免税事業者は「適格請求書」を発行することができないため取引をするうえで様々な影響がでてくる可能性があります。これを機に課税事業者となるのが免税事業者のままなのかをシミュレーションした上で事業を進めていくことをおすすめします。